第９節　屋外消火栓設備

第１　用語の意義

この節における用語の意義は、屋内消火栓設備の基準（第１）の例による。

第２　水源◆

水源は、令第19条第３項第３号の規定によるほか、屋内消火栓設備の基準（第３）を準用する。

第３　加圧送水装置等◆

加圧送水装置等は、令第19条第３項第４号及び規則第22条第３号、第５号、第９号、第10号及び第12号の規定並びに規則第12条第１項第２号の規定の例によるほか、次による。

１　設置場所

屋内消火栓設備の基準（第４．１）を準用する。

２　加圧送水装置及び付属装置

⑴ ポンプを用いる加圧送水装置及びその付属装置は、次によること

ア　ポンプの全揚程

ポンプの必要全揚程の算定は、次によること

(ｱ) 配管の単位摩擦損失水頭は、使用する配管の種類及び呼びに応じ、第６章．第３節「配管の摩擦損失水頭の基準」によること

(ｲ) 摩擦損失計算は、屋外消火栓１個あたり350リットル毎分の水量が流れるものとして行うことができる。

(ｳ) ホースの単位摩擦損失水頭は、使用するホースの呼称に応じ、次の表によること

平ホースの呼称	50	65
流量350 ℓ／minにおけるホースの摩擦損失水頭（m／100m）	15	5

イ　ポンプの設置

屋内消火栓設備の基準（第４．２．(3)．ウ）を準用すること

ウ　付属装置

屋内消火栓設備の基準（第４．２．(3)．エ）を準用すること

エ　水中ポンプ

屋内消火栓設備の基準（第４．２．(3)．オ）を準用すること

⑵ 高架水槽を用いる加圧送水装置は、屋内消火栓設備の基準（第４．２．(4).ア、イ及びウ）を準用するほか、(1)．ア及びイの例によること

⑶ 圧力水槽を用いる加圧送水装置は、屋内消火栓設備の基準（第４．２．(5)．ア及びイ）を準用するほか、(1)．ア及びイの例によること

３　圧力調整措置

屋外消火栓のノズルの先端における放水圧力が0.6メガパスカルを超えないための措置は、屋内消火栓設備の基準（第４．３）を準用する。

４　制御盤

屋内消火栓設備の基準（第４．４）を準用する。

５　起動装置

屋内消火栓設備の基準（第４．５）を準用する。

６　起動表示

屋内消火栓設備の基準（第４．６）を準用する。

７　警報装置の表示

屋内消火栓設備の基準（第４．７）を準用する。

第４　配管◆

配管は、規則第22条第８号及び第12号の規定によるほか、屋内消火栓設備の基準（第５（３．(1)を除く。））を準用し、次による。

１　充水措置

配管には、屋内消火栓設備の基準（第５．１）に準じて充水のための措置を講じるものとする。ただし、加圧送水装置から最遠のホース接続口までの配管長さが50メートル以下で、かつ、当該配管径が管の呼びで65ミリメートルのものにあっては、この限りでない。

２　管径

主配管の管径はその受け持つ流水量に応じ、次による。

その管の受け持つ流水量（ℓ/min）	管の呼び（mm）
350 以上	65 以上
700 以上	100 以上

第５　屋外消火栓箱◆

屋外消火栓箱は、令第19条第３項第５号並びに規則第22条第２号及び第４号イの規定によるほか、屋外消火栓を格納しないものにあっては、当該屋外消火栓と同一壁面に面し、かつ、当該屋外消火栓から歩行距離５メートル以内の位置に設けるものとする。

第６　屋外消火栓（ホース接続口）

屋外消火栓は、令第19条第３項第１号、第２号及び第５号並びに規則第22条第１号及び第４号ロの規定によるほか、次による。

１　設置場所

(1) ホース接続口は、建築物の外壁の各部分から１のホース接続口までの水平距離が40メートル以下となるように設け、かつ、当該水平距離40メートルの範囲内の各部分からの歩行距離がホース長さ以下となるように設けること。ただし、歩行距離について、ホース長さを超える部分が７メートル以下で、かつ、ホース長さを超える部分を有効に放水できる場合はこの限りでない。

(2) 出入口の付近等有効に消火活動が行える場所に設けること◆

２　構造◆

消火栓開閉弁は、屋内消火栓等基準告示に適合するもののうち、差込式結合金具に適合するホース接続口の呼称50又は65のものとすること

第７　ホース及び筒先◆

１　ホース

ホースは、令第19条第３項第２号の規定によるほか、差込式結合金具を装着した呼称50又は65のものとする。

２　筒先

⑴ ノズル

ノズルは、消防用接続器具の基準に適合するもののうち、放水口の呼称口径が19ミリメートル以上のものとすること。なお、認定評価を受けたものについては、消防用接続器具の基準に適合するものとして取り扱って差し支えないこと

⑵ 管そう

管そうは、消防用接続器具の基準に適合するものとすること。なお、認定評価を受けたものについては、当該基準に適合するものとして取り扱って差し支えないこと

第８　設置単位◆

屋外消火栓設備は、原則として棟（令第19条第２項の規定により１の建築物とみなされるものをいう。以下この節において同じ。）ごとに設置するものとする。ただし、次に適合する場合は、同一敷地内にあるものに限り水源、加圧送水装置等及び電源を兼用することができる。

１　水源の水量、加圧送水装置の吐出量及び電源の容量は、兼用する棟のうち最大となるものの数値であること

２　主配管から各棟へ分岐する箇所には、棟ごとに止水弁が設けられていること

３　維持管理が一体のものとして行えること

第９　非常電源及び配線

非常電源及び配線は、第６章．第１節「非常電源の基準」による。

第10　総合操作盤

総合操作盤は、第６章．第２節「総合操作盤の基準」による。

第11　特例基準

屋外消火栓設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、当該設備を設置しないことができる。

１　屋内消火栓設備の基準（第12．１（⑹を除く。）又は７）に適合するもの

２　仮設建築物のうち、屋内消火栓設備の基準（第12．２．⑴から⑷まで）に適合するもの

3　ガス充塡所の製造施設のうち、屋内消火栓設備の基準（第12．13又は14）に適合するもの